

7. 農林漁業信用基金による林業信用保証制度

1 林業信用保証業務の目的

林業・木材産業関係者の方々が金融機関から事業資金を借り入れようとする場合に、農林漁業信用基金が保証人となることにより、円滑かつ有利に借入れが受けられるようサポートする制度です。

2 保証対象者

次に掲げる方で農林漁業信用基金に出資（1口1万円）をしている方。

(1) 林業、木材産業の事業者（会社、個人、組合）

ただし、会社：資本金3億円以下、又は従業員300人以下

個人：従業員300人以下

組合：森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等が組織する中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会

(2) 木材卸売業者又は市場開設者（ただし、木材流通に関する「合理化計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けている方）

会社：資本金1千万円以下、又は従業員100人以下

個人：従業員100人以下

3 保証の対象となる資金

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 造林・育林 | (6) きのこ生産 |
| (2) 素材生産 | (7) 木材卸売業 |
| (3) 木材・木製品製造 | (8) 転貸資金 |
| (4) 薪炭生産 | (9) 共同購入資金 |
| (5) 林業種苗生産 | |

4 保証料（令和6年4月現在）

企業毎の保証料率は財務内容等によりいずれかの保証料が適用されます。

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
制度資金	0.15	0.30	0.45	0.68	0.83	0.98	1.13	1.35
一般資金	0.20	0.40	0.60	0.90	1.10	1.30	1.50	1.80

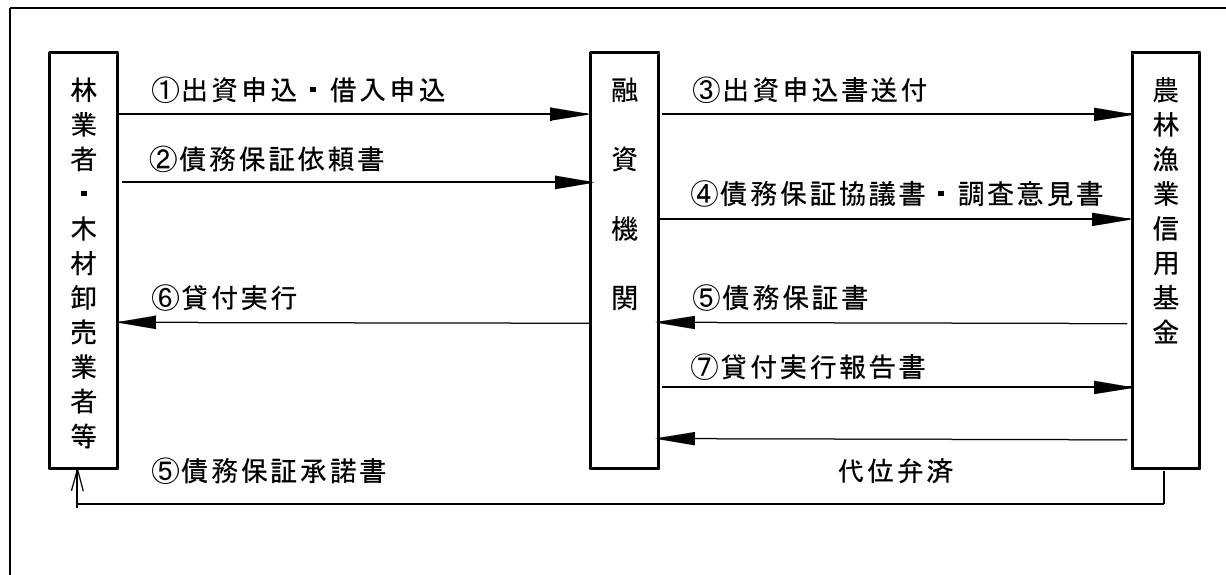
※制度資金：林業・木材産業改善資金

暫定措置法及び木材安定供給特措法に基づき認定された計画に基づく
木材産業等高度化推進資金

災害（新型コロナ感染症を含む）により被害を受けた林業者・木材産業者
等が災害復旧等をするために必要な資金

※一般資金：農林漁業信用基金の林業信用保証業務細則に定められた資金

5 債務保証の手続き



6 利用できる金融機関（約定金融機関）

区分	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	組合
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	宮崎第一、延岡、高鍋	宮崎県南部	宮崎県森連 宮崎県木連
熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本、熊本第一、熊本中央、天草	熊本県	熊本県森連
大分県	大分銀行	豊和銀行	大分、日田、大分みらい	大分県	
鹿児島県	鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島、鹿児島相互	奄美、鹿児島興業	鹿児島県森連
福岡県	福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ、北九州銀行	福岡中央銀行	飯塚、遠賀、田川、大川、大牟田柳川、福岡	福岡県	福岡県信農連、福岡県森連

*隣県の約定金融機関の支店が宮崎県内にある場合には、その金融機関も利用できます。

8 相談窓口

(1) 宮崎県

〒880-0851 宮崎市橘通東2-10-1
宮崎県山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室
木材産業振興担当
TEL 0985-26-7156 (直通)
FAX 0985-28-1699

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金

〒103-6228 東京都港区愛宕2-5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金（林業信用保証管理部）
TEL 03-3434-7825 (林業信用保証管理部)
FAX 03-3434-7837

独立行政法人農林漁業信用基金とは

- 農林水産省及び財務省を主務省とする公的な保証機関です。
- 林業・木材産業事業者の皆様が、融資機関から事業資金を借り入れる際に債務を保証することにより、資金調達を円滑にするお手伝いをしています。

信用基金の特徴

<ポイント1> 林業・木材産業に特化した信用保証

林業・木材産業に特化した保証審査を行っているため、一つ一つの保証のご相談に丁寧に対応することができます。

<ポイント2> 多様な案件に精通

全国各地の様々な保証事例を1拠点でまとめて把握しているため、多様な案件に対応することができます。

<ポイント3> 全国的なネットワーク

国や自治体、業界団体とのネットワークにより、林業・木材産業に関する様々な情報をご提供することができます。

林業信用保証のメリット

<ポイント1> 手頃な保証料率

保証料率は年0.15%～1.80%で、財務内容により低率が適用されます。

<ポイント2> 保証料は必要な分だけ

保証料は日割計算のため、余分な費用が不要です。

<ポイント3> 保証限度額が大きい

保証額は、関連企業を含めて、財務内容により6億円まで利用可能です。

<ポイント4> 無担保限度額が大きい

無担保での保証額は、財務内容により2億円まで利用可能です。

<ポイント5> 登録免除税が軽くなる

基金を抵当権者として設定する登記については、被保証者の方の登録免許税が0.4%から0.15%へ軽減されます。

保証をご利用いただける方

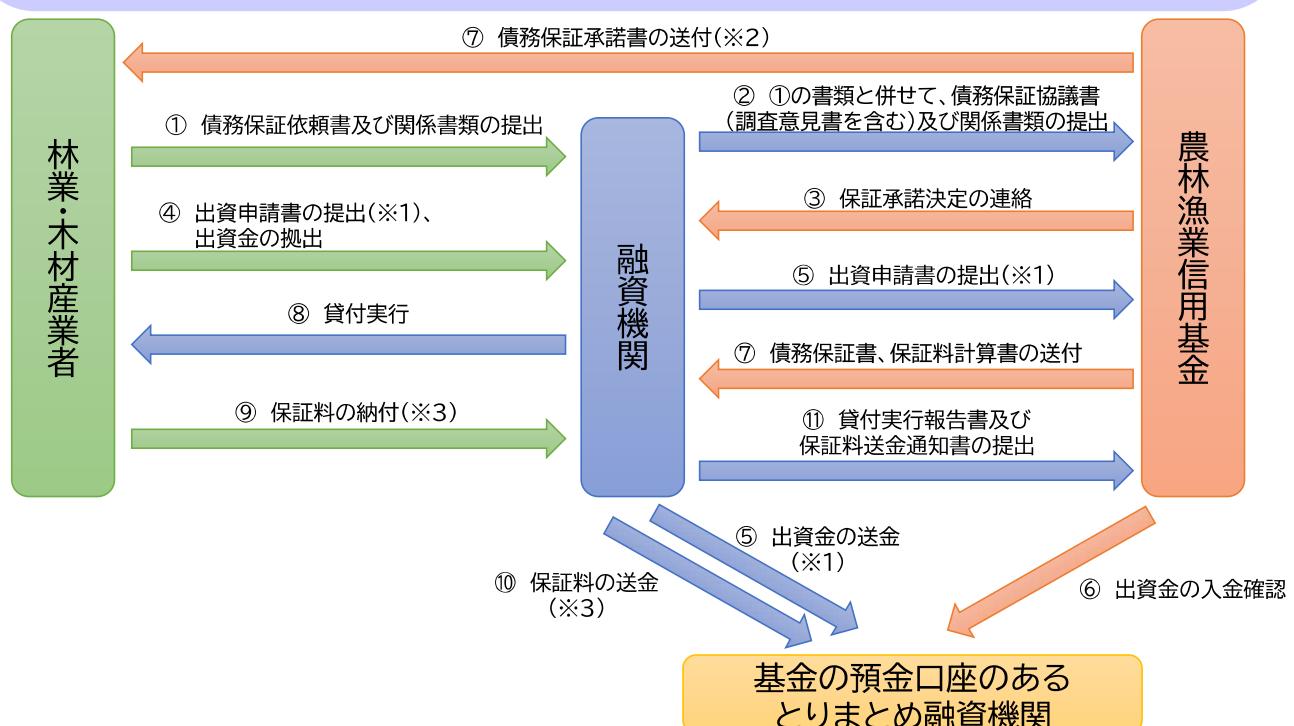
業種	種別 (注1)	資本金	従業員数
造林・育林 素材生産 木材・木製品製造 薪炭生産 林業種苗生産 きのこ生産	会社	3億円以下	300人以下
	個人	-	300人以下
	組合	-	-
木材卸売等 (注2)	会社	1,000万円以下	100人以下
	個人	-	100人以下
木材製品利用等 (注3)	会社	3億円以下	300人以下
	個人	-	300人以下

注1:組合とは、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等が組織する中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会を指します。

注2:「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の「合理化計画」もしくは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方が対象です。

注3:「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方が対象です。
注4:反社会的勢力は保証をご利用できません。

保証ご利用の手続き



※1 出資金は、保証依頼者が保証に必要な出資をしている場合は不要です。既に出資をしていても、保証額に必要な出資金に足りない場合はその不足分を出資していただきます。

※2 出資手続きの完了した旨の文書は、発行事務に時間を要しますので、債務保証承諾書送付後に別途発送いたします。

※3 保証料は、翌月10日までに基金の預金口座のあるとりまとめ融資機関に送金していただきます。

保証ご利用条件

連帯保証人

- 法人代表者のほか、ご利用条件により追加で連帯保証人が必要な場合があります。

担保

- 運転資金
事業者の財務内容や経営状況によっては、担保が必要です。
- 設備資金
借入期間が5年を超える場合又は土地建物の購入・建設の場合は、原則として担保が必要です。
- 当座貸越根保証
不動産、有価証券等の担保が必要です。
- 担保の評価
基金の算定方法により評価します。

出資

- 保証を受ける事業者は、出資者となつていただくことが必要です。
- 出資必要額は保証額を保証倍率で除した額です。保証倍率は都道府県ごとに異なりますが、概ね40倍から45倍です。
(例) 保証額が1,000万円、保証倍率が45の場合の出資必要額
 $1,000\text{万円} \div 45 = 23\text{万円}$ (1万円未満は切上げ)
- 出資金は、保証のご利用が終了した後に払い戻すことができます。
- 組合員が所属組合の出資金を利用し、保証を受けることもできます。

保証の種類

- 普通保証
保証付き融資実行のつど、保証手続きを行うものです。
- 根保証
利用者が融資機関から反復継続して手形貸付又は手形割引を受ける場合、あらかじめ一定の保証極度額と根保証期間を定めておき、その範囲内で繰り返し保証を受けるものです。
- 当座貸越根保証
一定の資格要件を備えた方が融資機関から事業資金を借り入れる場合、あらかじめ一定の貸越極度額と貸越の発生期間を定め、その範囲内で反復継続して発生する当座貸越債務の保証を根保証で取り扱うものです。当座貸越根保証の極度額は5千万円までとしています。

保証メニュー

- 保証割合 原則80%保証(100%保証については債務保証協議の際にご相談ください。)
- 保証料率 財務内容等により各メニューに該当する区分内のいずれかの保証料率が適用されます。
- 保証の最高限度額 財務内容により、関連企業を含めて6億円までです。

1 制度資金への保証

法律に基づいて作成した計画について、都道府県知事の認定を受けた方が計画に従つて事業を行うための資金に対する保証です。

資金の種類	対象事業	資金区分	保証期間	保証料率	借入限度額 (注4)	借入利率 (注5)	資格要件等 (注6)
林業・木材産業改善資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	設備 (注1)	10年以内 (据置期間 3年以内) (注2)		林業分野 個人 1.5千万円 会社 3千万円 会社以外の団体 5千万円 木材産業分野 1億円	0.0% (無利子)	「林業・木材産業改善措置に関する計画」の知事認定
木材産業等高度化推進資金	素材生産等促進資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転	区分 I 0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35%	1億円 (特認 5億円)	短期資金 1.3%、1.5%、 1.6% 長期資金 1.0%、1.2%、 1.3%	「合理化計画(事業経営改善計画)」の知事認定
	新規需要創出資金	○木材・木製品製造			1億円	短期資金 1.3% 長期資金 1.0%	
	木材高度加工資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等			1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.3% 長期資金 1.0%	
	林業経営高度化推進資金	○造林・育林 ○素材生産			5千万円 (特認 1.5億円)	短期資金 1.6% 長期資金 1.3%	
	伐採・造林一貫作業推進資金	○造林・育林 ○素材生産			1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.3%、1.5% 長期資金 1.0%、1.2%	
	木材安定供給資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用			3億円 (特認 4億円)	短期資金 1.3% 長期資金 1.0%	「木材安定供給確保事業計画」の知事認定
合理化資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転 設備	運転 5年以内	区分 I	—		「合理化計画」の知事認定
木材安定供給確保事業資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用	運転 設備	設備 15年以内	区分 I (注3)	—	融資機関 所定の利率	「木材安定供給確保事業計画」の知事認定

注1:設備導入に伴う運転資金(当該設備の利用技術習得のための教育費等)は対象です。

注2:法律の定めにより、12年以内、13年以内、15年以内となる場合があります。

注3:最大5年間免除です。

注4:特認とは、木材の取扱量が一定以上等の条件を満たし、林野庁長官の認定を受けた場合です。

注5:木材産業等高度化推進資金については、この利率以下で都道府県知事が設定します。

また、事業体の規模等により利率が異なる場合があります。

注6:各種計画について都道府県知事の認定を受けた方への保証を必ずしも約束するものではありません。

2 一般資金への保証

林業・木材産業を営む方の資金繰りを広く支援するための保証です。

対象事業	資金区分	保証期間	保証料率	保証限度額	資格要件等
○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産	運転 設備	運転 3年以内 (長期資金 7年以内) 設備 15年以内	区分Ⅱ 0.20% 0.40% 0.60% 0.90% 1.10% 1.30% 1.50% 1.80%	財務内容により、 関連企業を含めて6億円	—

3 災害復旧等支援のための保証

台風、洪水などの自然災害、新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等の影響により、事業継続に支障が生じている方の資金繰りを支援するための保証です。

保証の種類	対象事業 (注3)	資途 区分	保証期間	保証料率 (注4)	借入利率	保証 限度額 (注6)	資格要件等
林業・木材産業 災害復旧対策保証 (注1)	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等 ○木材製品利用	運転 設備	運転 5年以内 (長期資金 7年以内) 設備 15年以内 (据置期間 2年以内)	区分Ⅰ 又は 区分Ⅱ に同じ	融資機関 所定の利率	8千万円	・林野庁長官が指定する 災害により直接的・間接的 に被害を受けた場合 (注7) ・罹災証明書等の提出
新型コロナウイルス感染症又は 原油価格・物価 高騰等による影 響を受けた林業 者のための借換 資金に係る林業 信用保証 (注2)	○造林・育林 ○素材生産 ○林業種苗生産	運転	10年以内 (設備資金借 換の場合 15年以内) (据置期間 2年以内)	区分Ⅱ に同じ	融資機関 所定の利率 (注5)	3億円	・全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成を申請し、最長5年間の利子助成を受けること ・罹災証明書等の提出

注1:災害に応じて受付期間が異なりますのでご注意ください。

① 自然災害等:災害発生翌年度末まで受付

② 新型コロナ関連、原油価格・物価高騰等による影響:令和6年6月30日まで受付

注2:令和6年6月30日までの受付です。

注3:木材卸売等及び木材製品利用は、制度資金に係る場合のみ対象です。

注4:最大5年間免除です。

注5:林業施設整備等利子助成の利用により、最長5年間実質無利子です。

注6:他の保証との合算限定の定め(6億円以下)があります。

注7:林野庁長官が指定する災害は、当基金HPを参照してください。

4 事業承継、複合経営化、創業等支援のための保証

森林組合や素材生産会社等で経験を積み独立・法人設立をされる方や、他業種から林業・木材産業へ新たに進出される方の資金繰りを保証するためのものです。

保証の種類	対象事業 (注1)	資金区分	保証期間	保証料率	借入利率	保証限度額	資格要件等 (注3)
事業承継支援保証	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等 ○木材製品利用					制度資金 又は 一般資金 に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 人(経営)の承継(経営権)、資産の承継(事業用資産等)又は知的資産(従業員の技術や技能等)の承継のいずれかに限る。 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有すること 資産超過であること EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること 法人・個人の分離がなされていること 返済緩和している借入金がないこと
林業・木材産業複合経営化支援保証	<林業者の方> ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 <木材産業者の方> ○造林・育林 ○素材生産	運転設備	制度資金 又は 一般資金 に同じ	区分I 又は 区分II に同じ (注2)	制度資金 又は 一般資金 に同じ		<ul style="list-style-type: none"> 造林、育林若しくは素材生産のいずれかに該当する事業又は木材・木製品の製造若しくは木材卸売等のいずれかに該当する事業のいずれかを営んでおり、当該事業開始後の決算期が3期を経過していること 新たに複合経営を予定し、具体的な事業計画を有すること又は現に複合経営を行っており、複合経営開始後の決算期が3期を経過していないこと
林業・木材産業の創業等支援	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等					3千万円	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新規創業者 <ul style="list-style-type: none"> 新規創業を行おうとする会社個人又は組合であって、当該新規創業を行う具体的な計画を有するもの 新規創業を行った会社、個人又は組合であって、当該新規創業後の決算期が3期を経過していないもの (2) 新分野進出者 <ul style="list-style-type: none"> 林業・木材産業以外の事業を営んでおり、新分野進出を行おうとする会社、個人又は組合であって、当該新分野進出を行う具体的な計画を有するもの 新分野進出を行った会社、個人又は組合であって、当該新分野進出後の決算期が3期を経過していないもの

注1:木材卸売等及び木材製品利用等は、制度資金に係る場合のみ対象です。

注2:最大5年間免除です。

注3:詳細は、当信用基金HPで確認してください。

活用事例

木材市場を経営するA社は、ログローダとフォークリフトを購入するため、県に相談したところ、無利子の「林業・木材産業改善資金」の活用を提案されました。

A社は、「林業・木材産業改善措置に関する計画」を作成し、県知事認定を取得した上で、県指定の融資機関に林業信用保証付きの融資を申し込んだところ、無事に保証の審査も通り、融資を受けることができました。



スギ人工乾燥材専門の製材加工事業者であるB社は、積極的な設備投資により製材加工効率が向上し、増産しようとした矢先に、台風の被害に遭い、工場・倉庫・製材機械が破損しました。

過去の設備投資により借入が多くなっていたため、災害から再建を図るための資金を出来るだけ少ない負担で融資を受けることができる保証メニューがないか当基金に相談したところ、「林業・木材産業災害復旧対策保証」を提案されたことから、被災証明書を取得し、融資機関に融資を申し込むとともに、基金の保証を利用した。



(写真提供：愛媛県)

長年にわたり、素材生産会社の従業員であったCさんは、独立して以前の会社の同僚とともに素材生産を行う会社を新たに設立しました。

事業に必要な中古の林業機械の導入を計画し、地元の融資機関に相談したものの、創業間もない会社であったことから、融資機関は融資に慎重になっていました。

融資機関の担当者が当基金に相談したところ、新規創業であっても林業信用保証を利用することができるこを知り、林業信用保証付きの融資を受けることができました。



注：写真はいずれもイメージであり、事例の会社ではありません。

保証申し込み書類

融資機関から基金に提出していただく書類

- 債務保証協議書
- 調査意見書
- 保証人調書
- このほか、保証審査に必要な書類

様式はこちらからダウンロード可能です。→



保証依頼者(事業者)から融資機関に提出していただく書類

(融資機関を通じて基金に提出していただきます。)

- 債務保証依頼書
- 個人情報の取扱についての同意書(保証依頼者及び連帯保証人が個人の場合)
- 決算書(新規申込みの場合は3期分。ただし、新規創業の場合を除く)
- 試算表(決算後6か月以上経過している場合)
- 定款(申込者が組合、会社で新規申込みの場合)
- 印鑑証明書(事業者及び連帯保証人等。発行から3か月以内のものに限る)
- 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(申込者が組合、会社の場合)
- 組合の概況表(申込者が組合の場合)
- 組合の出資利用承諾書(申込者が加入する組合の出資を間接的に利用しようとする場合)
- 根保証契約書(連帯保証人が個人であって根保証契約を締結している場合)

保証メニューに応じて保証依頼者から融資機関に提出していただく書類

	一般資金	制度資金			災害支援		事業承継支援等			
	一般資金	林業・木材産業改善資金	林業経営改善資金	合理化資金	木材安定供給確保事業資金	林業・木材災害復旧対策保証	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者のための借換資金に係る林業信用保証	事業承継支援保証	林業・木材産業複合経営化支援	林業・木材産業の創業等支援
設備計画書(注)	●									
林業・木材産業改善措置に関する計画・申請書・認定書(写し)		●								
林業経営改善計画・申請書・認定書(写し)			●							
合理化計画・申請書・認定書(写し)				●						
木材安定供給確保事業計画・申請書・認定書(写し)					●					
罹災証明書						●	●			
事業承継計画書								●		
林業・木材産業の複合経営計画書									●	
新規創業計画書又は新分野進出計画書										●

注:設備資金の場合のみ必要です。

保証の対象となる資金



造林・育林

植栽、下刈り、除伐、間伐等に必要な資金



素材生産

立木購入、伐木、造材、搬出等に必要な資金



木材・木製品製造

製材品、集成材、合板、プレカット材、チップ等の製造に必要な資金



薪炭生産

薪炭(その副産物等)の生産に必要な資金



林業種苗生産

林業種苗、緑化木等の生産に必要な資金



きのこ生産

きのこの生産に必要な資金



木材卸売等

木材の卸売又は木材市場の開設もしくは改良、木材の輸送に必要な資金



木材製品利用等

住宅等の建築請負、家具等の製造、木質バイオマス発電等に必要な資金

お気軽にお問合せ・ご相談ください！

独立行政法人農林漁業信用基金

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

TEL: 03-3434-7826, 7827(融資機関又は保証ご利用の方)

03-3434-7825(都道府県又は一般の方)

FAX: 03-3434-7837

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



表紙写真：「御嶽湖に写る御岳山」（林野庁中部森林管理局提供）

裏表紙挿絵：平田美紗子

2024.04更新